

松山市職員措置請求書

松山市長に関する措置請求の要旨

1 請求の要旨

松山市長・野志克仁が、平成 23 年 10 月 31 日松山市会計管理者に「松山市・台北市観光交流訪問」の旅費名目で金 202,600 円を請求し同年 11 月 1 日に同額を受領しているのであるが、本件訪問に関しては、愛媛県知事・松山市長・祭り関係の代表者（民間人）に関しては招待であり、費用は台湾側の負担であったと聞き及ぶものである。

台湾側からの書面にも、松山市長は招待であると明記されており、本件費用は招待した台湾側が負担したものであると考えるのが常識である。

松山市が姉妹都市の市長を招待した場合、その費用を松山市が負担しているのと同じ状況であると考えるのが最も合理的である。

以上の状況から、松山市長・野志克仁は松山市から不当に旅費を詐取したものと考えられる。

不当に詐取された旅費の返還請求と同時に、公金詐取で松山市長・野志克仁を刑事告発するべきものであると考えられる。

良識的監査を期待するものである。

2 請求者

氏名 住所 職業 省略

以上、地方自治法第 242 条第 1 項の規定に抛り別紙事実証明書を添え必要な措置を請求します。

平成 24 年 6 月 25 日

松山市監査委員 殿